

令和8年6月4日

保護者様

大阪市立塚本小学校  
校長 森 政人

### 特別支援教育就学奨励費の申請書類配付について

平素は、本校教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

「特別支援教育就学奨励費」制度は、大阪市立小学校又は中学校の特別支援教育にかかる保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とした制度です。

お子さんが特別支援学級に就学されていない場合や、他校での通級指導を受けておられない場合で、申請を希望される場合は、次のとおり学校へご連絡ください。

#### 記

##### 1 留意点

- (1) 特別支援学級に就学している児童、障がいに応じた他校での通級指導を受けている児童の保護者へは、学校から申請書類を配付しますので、学校への連絡は不要です。
- (2) 次の対象となる児童の保護者で、申請を希望される場合は、令和8年6月12日（金）までに学校へご連絡ください。
- (3) 申請対象の範囲など、詳細については個別に学校へお問い合わせください。

区分	申請の対象となる障がいの程度（概要）
視覚障がい者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高いもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障がい者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障がい者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して <u>医療</u> 又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して <u>生活規制</u> を必要とする程度のもの

※ 発達障がい又は精神障がい（精神障がい者保健福祉手帳の交付者）については該当しません。

※ 「身体障がい者手帳」又は「療育手帳」の交付を受けておられない場合は、いずれかの区分に該当していることが確認できる医師の「診断書」（所定の様式）の提出が必要です。

##### 2 連絡先

大阪市立塚本小学校 事務室（電話：06-6303-5992）